

監査結果に関する措置状況の公表（臨時監査）

監査委員公表第682号

令和3年11月30日付け監査第604号で提出した臨時監査の結果に関する報告に対し、大分県知事から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により次のとおり公表する。

令和4年2月15日

大分県監査委員	長	谷	尾	雅	通
大分県監査委員	長		野	恭	子
大分県監査委員	井		上	明	夫
大分県監査委員	藤		田	正	道

注意事項についての措置状況

監査対象機関	監査実施日	監査結果の注意事項及びその措置状況
(知事部局・総務部)		
豊肥保健所	令和3年4月13日	<p>注意事項</p> <p>薬用冷蔵ショーケース搬入に伴う近接する2つの部屋の入口ドアの修繕について、当初想定1部屋のみの修繕から2部屋同時修繕が必要となった段階で、競争性を担保した一括発注が可能であったにもかかわらず、部屋ごとに同一業者との1者随意契約をしていた事例が認められた。</p> <p>措置状況</p> <p>本来は2つの修繕工事を一括発注すべきであった。別発注となったことは、担当、副任及び決裁権者の不注意によるものであることから、会計事務に携わる職員に対して契約事務規則等の遵守を行うことを徹底するための研修等を行い、再発防止に努めた。</p>